

移動支援 Q&A

1 利用者向け Q&A

Q1 利用できる外出の具体的な内容を教えてください。

A1 社会生活上必要不可欠な外出

例: 金融機関等への外出、公的行事への参加、買い物、冠婚葬祭、理美容等
社会参加または余暇活動

例: 各種行事への参加、レクリエーション等

Q2 移動支援の利用にあたって、年齢の制限はありますか。

A2 原則、小学校 3 年生以下の児童は利用できません。小学校 3 年生以下の児童が利用できない理由として、小学校 3 年生以下の児童は障害の有無にかかわらず単独での外出が難しいからです。また、小学校 4 年生以上であっても年齢による入場制限が設けられている施設については、単独での利用が可能な年齢に達していない場合、移動支援の対象になりません。

Q3 療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を所持していない発達障害者(児)は利用できますか。

A3 ①屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする人、②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人、③適切な介護者を得ることができない場合のすべてに該当する場合利用できます。ただし、発達障害があるという診断書や検査結果が必要です。利用の可否については、ご本人や主治医等からの聞き取り調査を行った結果により判断させていただきます。

Q4 難病患者なのですが利用できますか。

A4 病名が障害者総合支援法対象疾病(151 疾病)であって、①屋外での移動に全面的または部分的な支援を必要とする人、②「社会生活上必要不可欠な外出」及び「社会参加のための外出」の支援が必要と認められる人、③適切な介護者を得ることができない場合のすべてに該当する場合利用できます。病名の確認のため医師の診断書、特定疾患医療受給者証等が必要となりますので申請書と一緒に提出してください。利用の可否については、ご本人や主治医等からの聞き取り調査を行った結果により判断させていただきます。

Q5 1 回の利用の制限はありますか。

A5 原則として 1 日の範囲内で終える用務とします。

Q6 1回の移動支援で複数の目的地に行くことはできますか。

A6 複数の目的地に行くことに制限はありません。

Q7 朝から夜までの長時間の利用はできますか。

A7 利用は出来ませんが、ヘルパーの労働時間への配慮は必要となります。

Q8 県外に買い物に行きたいのですが利用できますか。

A8 利用できます。ただし、原則として1日の範囲内で終える用務となります。

Q9 宿泊を伴う旅行等に利用できますか。

A9 利用できます。この場合、1日に利用できる範囲は宿泊先での介助も含めた、外出先におけるすべての支援が対象となります。

Q10 支給量の上限を超える利用はできますか。

A10 支給量を超える場合には、実費負担となります。

Q11 行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の支給決定されている場合でも利用できますか。

A11 原則、行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援の利用が優先します。

Q12 同行援護と移動支援の利用は選択できますか。

A12 原則、同行援護の支給決定を受けている方は同行援護を優先して利用していただきます。

Q13 介護保険対象者も利用できますか。

A13 原則、通院・公共機関への手続き、必要な買い物などについては介護保険で対応できるため介護保険を利用していただきます。社会参加のための外出は利用できます。

Q14 介護保険や居宅介護の通院等介助と移動支援を一連の支援として併せて行うことはできますか。

A14 できません。家から病院への通院介助、その後ヘルパーが移動支援として社会参加で付き添い帰宅するといったニーズも想定されますが、各制度の時間的な区分けが不明瞭であるため、1回ごとに目的によってサービスを使い分けなければなりません。

Q15 通院のための利用はできますか。

A15 原則、居宅介護の通院等介助を利用させていただきます。ただし、自宅以外の場所から通院する場合には移動支援の利用となります。

Q16 病院内で付き添ってもらうことはできますか。

A16 病院内の介助については、原則として病院の職員が行うべきものなので、移動支援はもちろん通院等介助であっても利用することはできません。ただし、障害の程度や状態により病院職員における介助ができない場合については障害福祉課にご相談ください。

Q17 選挙のため投票所に行きたいのですが利用できますか。

A17 原則、居宅介護の通院等介助を利用させていただきます。官公庁での諸手続きのための外出についても同様です。

Q18 家族が病院に送り、ヘルパーが病院に向かえに行き、その後買い物等の付き添いはできますか。

A18 できます。出発地及び到着地は自宅でなくてもかまいません。

Q19 冠婚葬祭に利用できますか。

A19 利用できます。ただし、会場内での介助が不要な場合、その時間は算定できません。

Q20 通学、通勤、通所のための利用はできますか。

A20 「通年かつ長期にわたる外出」に該当するため利用できません。ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気などにより、一時的に送迎ができなくなった場合には一定期間利用できます。

Q21 放課後等デイサービスや日中一時支援事業所等と学校・自宅間の送迎に利用はできますか。

A21 利用できません。ただし、普段送迎を行っている保護者等が病気などにより、一時的に送迎ができなくなった場合には一定期間利用できます。

Q22 短期入所のための送迎に利用できますか。

A22 原則、利用できません。ただし、短期入所施設において送迎がない場合には利用ができる場合があります。市にご相談ください。

Q23 施設に自分で通所するための訓練をしたいのですが利用できますか。

A23 利用できます。ただし原則、3 ヶ月以内で訓練のため必要と認める支給期間のみの支給となります。また、移動支援による訓練を行うことによって自力での通所ができるようになるかどうかを支給決定の際に考慮させていただきます。

Q24 入院中の利用はできますか。

A24 原則、利用できません。ただし、入退院時の付き添いや一時帰宅した際には利用することはできます。

Q25 施設に入所しているのですが移動支援を利用できますか。

A25 施設における日常的な外出には利用できません。施設から自宅に戻る際の付き添いなど、帰省時に限り移動支援を利用することができます。

Q26 グループホームに入居しているのですが移動支援を利用できますか。

A26 利用できます。ただし、介護サービス包括型グループホームの場合、日常的な外出についてはグループホーム事業者が対応します。

Q27 週1回、同じ曜日・時間帯に教室・講座に通っているのですが、「通年かつ長期にわたる外出」に該当しますか。

A27 利用者の発意による利用であって、結果として同一曜日・時間帯になっている外出や定期的となっている外出は、週1回程度の利用(月4回程度)であれば「通年かつ長期にわたる外出」に該当しません。ただし、週2回以上利用する場合には利用の制限をさせていただきます。

この場合、教室・講座内における着替えや排泄などの介助についても利用ができます。

しかし、教室・講座内での指導や補助は原則として教室の指導員の業務であり、ヘルパーの業務ではないため利用できません。

Q28 散歩のための利用はできますか。

A28 目的地がなく移動支援といえないため利用できません。散歩が身体の機能回復(または機能維持)の目的であれば、ライフサポート事業で行うことができます。市にご相談ください。

Q29 プール利用のための介助はできますか。

A29 自宅等からプールまでの移動、トイレへの付き添いや身体を拭く、着替え等の介助などでの利用はできます。ただし、プール内での付き添いはできません。

機能回復・維持のためのプール利用の場合、プール内の介助については、ライフサポート事業で行うことができます。市にご相談ください。

Q30 フールで遊ばせたいのでフールに連れて行ってほしいのですが利用できますか。

A30 プールで遊ぶこと自体は移動支援といえないため利用できません。ただし、自宅等からプールまでの移動、トイレへの付き添いや身体を拭く、着替え等の介助などでの利用はできません。

Q31 近くの公園に遊びに連れて行ってほしいのですが利用できますか。

A31 公園で遊ぶこと自体は移動支援といえないため利用できません。ただし、自宅等から公園までの移動、トイレへの付き添いの介助などでの利用はできます。

Q32 映画を見ているときにどこかに行ってしまうことがあるので見守りが必要なのですが。

A32 見ていないとどこかに行ってしまう、途中でトイレに行くことが考えられトイレ介助が必要な場合が想定されるなど、上映中になんらかの支援が必要になる可能性がある場合にはヘルパーに付き添ってもらうことができます。ただし、利用基準を設けていますので障害福祉課にご相談ください。

Q33 競馬、競輪、競艇、パチンコ等に行くための利用はできますか。

A33 公的に認められたギャンブルであってもギャンブルは社会通念上、移動支援事業を適用することが適当ではない外出と考えられますので利用できません。

Q34 居酒屋・スナック等、飲酒をする場での利用はできますか。

A34 利用できます。もちろん、ヘルパーが飲酒することはできません。

ただし、風俗店等に行くことは社会通念上、移動支援事業を適用することが適当ではない外出と考えられますので利用できません。

Q35 カラオケやボウリングに行きたいのですが利用できますか。

A35 場内で介助が必要な場合のみ利用できます。しかし、ヘルパーと一緒に歌を歌ったり、ボウリングすることはできません。

Q36 銭湯、日帰り温泉等での入浴介助はできますか。

A36 場内で支援が必要な場合のみ利用できます。また、自宅の浴室が使えない状態であって銭湯等を利用する場合には居宅介護を利用していただく場合があります。障害福祉課までご相談ください。

Q37 一人の利用者に対して、二人のヘルパーが同時に付き添うことができますか。

A37 利用者の身体障害や行動障害の状態により、一人での支援が困難であると市が認めた利用者については複数のヘルパーでの介助はできます。

Q38 職場、学校からの帰り道に買物に行きたいのですが利用できますか。

A38 利用できません。ただし、遠方へ買物に行く場合には、通勤・通学とは別の行動と考えられるため利用できる場合があります。市にご相談ください。

Q39 目的地や最寄り駅などで待ち合わせして、目的地のみで利用することはできますか。

A39 利用できます。

Q40 自転車を使用時の付き添いはできますか。

A40 利用できません。常時介護できる状態での付き添いが前提となるので、伴走時の付き添いもできません。

Q41 友人、ボランティア等の車にヘルパーが同乗して付き添うことはできますか。

A41 移動手段として原則、公共交通機関を利用することとしているため、友人やボランティアによる運転は事故などの問題もあり好ましくありません。やむを得ず同乗してもらう場合には、事故等の対応について事前に事業者と話し合ってください。

Q42 利用者本人が車の運転を行い、その車にヘルパーが同乗してもらうことはできますか。

A42 移動手段として原則、公共交通機関を利用することとしているため、利用者本人が運転する車にヘルパーが同乗することは事故などの問題もあり好ましくありません。やむを得ず同乗してもらう場合には、事故等の対応について事前に事業者と話し合ってください。

Q43 利用者本人や保護者が所有する車をヘルパーが運転して移動支援を行うことはできますか。

A43 道路交通法の規制対象外でヘルパーが運転することは禁止されていませんが、ヘルパーが運転している間は移動支援の対象とはなりません。また、事故等の対応については事前に事業者と話し合いを行ってください。

Q44 施設や学校の行事の付き添いはできますか。

A44 施設や学校の行事は施設や学校の責任において実施するため利用できません。また、ヘルパーの付き添いを前提とした行事についても利用できません。

Q45 急な利用はできますか。

A45 事業者が対応できる場合は利用できます。

Q46 家族が不在なので、子どもをどこかに遊びに連れて行ってほしいのですが利用できますか。

A46 移動支援の目的や移動先が明確でないため利用できません。預かりが目的の場合には日中一時支援や短期入所を利用してください。

Q47 自宅での見守りのための利用はできますか。

A47 移動支援とはいえないため利用できません。見守りが目的の場合には日中一時支援や短期入所を利用してください。

Q48 講演会の講師として出席しますが利用できますか。

A48 原則、講師として謝礼がある場合には有給の仕事なので利用できません。ただし、無償である場合や交通費のみの支給等の場合には利用できます。

Q49 無償の法人役員ですが、事務所に行くための利用はできますか。

A49 無償であっても法人そのものは経済活動を行っているため利用できません。ただし、非常勤で通年かつ長期にわたらない等の場合には利用できる場合があります。

Q50 市外にある事業者の利用はできますか。

A50 富士市に移動支援事業者の登録をしている事業者であれば利用ができます。

作成 平成 27 年 4 月 1 日

2 事業者向け Q&A

Q1 移動支援計画は必要ですか。

A1 契約時に移動支援計画を立て、計画的に支援を行ってください。また、ニーズに合わせて定期的に見直してください。ただし、急な利用の場合はこの限りではありません。

Q2 移動支援のため利用者宅を訪問したのですが外出しませんでした。この場合、算定することはできますか。

A2 外出の準備や外出を促す支援をした時間については算定することができます。

Q3 訪問後、天候等による外出待ちの時間は算定できますか。

A3 外出待ちの時間を含めて算定できます。

Q4 キャンセル料を利用者に請求することはできますか。

A4 契約時に利用者との取り決めした上で、事業者が一定のキャンセル料を請求することはできません。

Q5 事業者が主催した行事の際に利用できますか。

A5 利用できません。事業者が主催する行事にヘルパーを利用することは、事業者の利益誘導にあたるため利用ができません。

Q6 利用者宅までのヘルパーの交通費について利用者に請求できますか。

A6 原則、請求できません。ただし、事業者が定める実施区域外の場合には契約に基づき請求できます。

Q7 付き添い中のヘルパーの交通費について利用者に請求できますか。

A7 利用者宅からの外出先における交通費については、利用者がヘルパー分を負担しなければなりません。

Q8 ヘルパーが運転する車で目的地まで移動することはできますか。

A8 道路運送法のヘルパーの自家用自動車有償運送許可を取得した車であれば、利用が出来ます。ただし、ヘルパーが運転中は「常時介護ができる状態」ではないため算定できません。

Q9 利用者本人が車の運転を行い、その車にヘルパーが同乗することはできますか。

A9 移動手段として原則、公共交通機関を利用することとしているため、利用者本人が運転する車にヘルパーが同乗することは事故などの問題もあり好ましくありません。やむを得ず同乗する場合には、事故等の対応について事前に利用者と話し合い、事業者としてヘルパーを同乗させることに対して責任が取れるようにしてください。

また、利用者本人が運転する場合には「常時介護できる状態」ではないため算定することはできませんが、自宅での準備や目的地での付き添いについては算定できます。

Q10 目的地のみでの利用や送迎のみの場合、待ち合わせ場所までの交通費や利用者を送った後、ヘルパーが事業所等に戻る場合の交通費は利用者に請求できますか。

A10 利用者の負担になります。金額などについては事前に利用者と話し合ってください。片道の送迎の後、ヘルパーが事業所等に戻る場合も同様です。ただし、戻る時間を算定することはできません。

Q11 移動支援中の昼食代について利用者に請求できますか。

A11 常識の範囲内でヘルパー自身の昼食代はヘルパーが負担してください。必ずしも一緒に食事をとる必要はありません。

Q12 喫茶店などでの飲み物代(コーヒー代等)は、利用者に請求できますか。

A12 ヘルパーはあくまでも付き添いですので、ヘルパーは注文しないことが望ましいですが、利用者が一緒に飲むことを希望した場合には利用者の負担となります。

Q13 映画、観劇、コンサート等の入場料は利用者に請求できますか。

A13 場内での支援の必要がある場合の入場料は利用者の負担になります。

Q14 宿泊旅行時の宿泊先での介護は報酬算定できますか。

A14 算定できます。ただし、就寝中等、支援を行っていない時間については算定できません。請求については1日単位としてください。

Q15 待機時間の報酬算定はできますか。

A15 いつでも介護できる状態で待機する場合は算定できます。ただし、例えば送迎のみの利用で、迎えまでの待ち時間については算定できません。

Q16 居宅介護に引き続いて、同じヘルパーが移動支援を行うことができますか。

A16 できます。ただし、利用者もヘルパー業務内容があいまいとなることも考えられるのでサービスの区切りをサービス等利用計画で明確にしておく必要があります。

Q17 業務の途中でヘルパーの交代ができますか。

A17 移動支援の場合、長時間の業務となることもあるため、同じ事業者のヘルパーであれば交代できます。ただし、事故等の場合の責任が不明確になることもあるため、別の事業者のヘルパーと途中交代することはできません

Q18 診察や学校での面談等、プライバシーに関わる場面への付き添いはできますか。

A18 利用者が望めば付き添うことができます。ただし、あくまでも利用者の介護者であるということとをわきまえて行動してください。また、利用者のプライバシーについては守秘義務を厳守してください。

Q19 映画を見ているときに見守りが必要な人の場合、見守りをしている時間の算定はできますか。

A19 見ていないとどこかに行ってしまう、途中でトイレに行くことが考えられトイレ介助が必要な場合が想定されるなど、上映中になんらかに支援が必要になる可能性がある場合にはヘルパーに付き添ってもらうことができ、見守りの時間も算定ができます。ただし、利用基準を設けていますので、見守りの時間が算定可能であるかどうかを障害福祉課に確認してください。

Q20 利用者を事業所まで移動支援を行い、事業所内で見守りをするのはできますか。

A20 移動支援とはいえないためできません。預かりが目的であれば日中一時支援を利用してください。

Q21 トイレなどで利用者から離れる場合の注意点を教えてください。

A21 移動介護の場合、必ずトイレへの移動・介助の支援がありますので同性介護が望ましいと考えます。目を離した隙に行方不明になったり事故が起こる可能性があるからです。異性介護の場合で利用者の帰りが遅い場合には、トイレから出てきた人に様子を聞くなどして状況の把握に努めてください。